

けん責処分の通知について

本連盟競技者資格規則に基づき、競技者資格審査委員会にて下記内容の規則違反者に対する処分の是非及び処分内容に関し審議を行い、その判定結果を答申し、けん責処分の通知を行った旨をご報告いたします。

記

1. 違反行為

出演する番組のクラウドファンディングにて資金調達を行った。

2. 違反行為に抵触する規則

競技者資格規則第8条（競技者に禁止される商行為）

第1項 競技者は、前条にかかわらず、商行為のうち、自己の肖像等をテレビ・ラジオ・インターネットコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることができない。

第3項 競技者は、営利を目的としたSNS（Social Network Service）の利用（報酬等の収入の有無を問わない）をすることができない。ただし、前項各号に定める場合に該当する場合は除く。

3. 処分内容：けん責

けん責を受けた登録者等は、再教育プログラムを受講しこれを修了し、書面による反省文の提出を行う。

4. その他

違反者にて出演番組である「令和の虎 CHANNEL」の配信停止手続きを行っており、現在は非公開となっております。

今後、本連盟も時代に合わせて競技者登録規則の改訂も含め、検討してまいります。

以上